

令和 2 年 9 月 11 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

ワクチン接種推奨地域の運用について

1 防疫指針におけるワクチン接種推奨地域の考え方

- (1) 現在のワクチン接種推奨地域（以下「推奨地域」という。）の設定は、野生いのししにおける CSF の感染状況、農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山・河川の有無等の地理的状況）を踏まえ、CSF のリスクが高い地域を設定する旨を防疫指針で規定している。
- (2) また、区域の設定に当たっては、面的に範囲を設定し、接種区域と非接種区域の接触面が最小になるよう設定することとしている。

2 これまでの牛豚等疾病小委員会での推奨地域設定の考え方

- (1) 予防的ワクチン接種は、防疫指針に基づき進めていくことが必要であり、それに当たっては、野生いのししでの感染が確認された県に加え、これまでの感染拡大の状況から、今後の感染拡大が想定される地域についても、先行して以下の点を考慮し、推奨地域を設定するべきである。
 - ① 農場の環境要因（別紙 1）

農場と野生いのしし感染区域との地形的なつながり、農場の密度等に加え、農場と同区域とのと畜場等の畜産業や養豚業との関係性の強さを考慮すべき。
 - ② 接種区域と非接種区域の接触面の最小化

面的な接種が行えるよう、生産者のコンセンサスが得られている必要があり、接種は飼養豚の発生地域及び野生いのししの陽性確認地点又は既接種地域の側から順に接種するよう、各都道府県のワクチン接種プログラム策定を指導

すべき。

③ 経口ワクチン散布地域

新たな経口ワクチンの散布場所は、野生いのししの感染拡大の可能性を踏まえたものであることを考慮すべき。

- (2) 今後、飼養豚等へのワクチン接種状況及び野生いのししの感染拡大状況を踏まえた推奨地域の拡大の必要性について、牛豚等疾病小委員会に定期的に諮ることとする。

3 今回のワクチン接種推奨地域の再設定の考え方

- (1) 福島県境から約 20km 地点の群馬県での野生いのしし陽性確認事例を踏まえて、8月31日に福島県を推奨地域に設定し、現在ワクチン接種プログラムを作成しているところ。
- (2) 9月9日に、新たに福島県において野生いのししでの感染が確認された(宮城県境から約 65km 及び山形県境から約 35km) (別紙2及び3)。地理的状況を始めとする環境要因を踏まえると、宮城県及び山形県へのウイルス侵入リスクの増大につながる可能性も否定できない。
- (3) なお、接種区域と非接種区域の接触面を最小化する面的な接種を行うため、福島県、宮城県及び山形県においては野生いのししの陽性確認地点又は既接種地域の側から順に接種を進められるよう、各県のワクチン接種プログラム策定を指導する。また、接種農場においても飼養衛生管理基準の遵守の徹底により野外ウイルス株の侵入を防止することが重要である。

4 今後の対応

引き続き、周辺地域におけるサーベイランスによる野生イノシシの CSF 浸潤状況調査を行い、野生いのししの生息密度を踏まえた捕獲強化、経口ワクチンの適切な散布等の対策により、野生いのししの感染拡大を防止していくとともに、その感染状況を踏まえた接種地域の拡大の必要性について、牛豚等疾病小委員会に定期的に諮ることとしたい。